

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

改正案

現行

<p>読み替える 商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（保険料の額の計算上除かれる預金等） 第三条（略） 一 外貨預金（<u>第三号から第五号</u>までに掲げる預金等に該当するものを除く。） 二（略） 三 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号） 第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金（次号又は第五号に掲げる預金等に該当するものを除く。） 四（略）</p>
<p>読み替える 商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（保険料の額の計算上除かれる預金等） 第三条（略） 一 外貨預金（<u>第三号又は第四号</u>に掲げる預金等に該当するものを除く。） 二（略） 三 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号） 第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金（次号に掲げる預金等に該当するものを除く。） 四（略）</p>

第二百四十五 条ノ四	会社	株券	会社	第二百四十五 条ノ三	種類及数	内容
		新受益者	新受益者			
		受益証券アルトキ八当該				

2
(略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 法第三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、金融機関の本店又は主たる事務所(以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第三十六条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

第二百四十五 条ノ四	会社	株券	会社	第二百四十五 条ノ三	額面無額面ノ別、種類及数	内容
		新受益者	新受益者			
		受益証券アルトキ八当該				

2
(略)

(新設)

- 2 前項各号に掲げる権限で、金融機関の本店等以外の営業所若しくは従たる事務所その他の施設（代理店の営業所その他の施設を含む。）又はその子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）を行うことができる。
- 3 前項の規定により、金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出を求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。